

平成21年1月5日より
スタート

名古屋大学 “簡易工事「見積合わせ」” 実施のお知らせ

目的：東海国立大学機構(名古屋大学)が発注する簡易工事の透明性を確保し、良質な工事を適正な価格で請けていただくことを目的としています。

実施時期：平成21年1月5日より実施

実施内容：1. “簡易工事「見積合わせ」のお知らせ”を施設統括部ホームページに掲載いたしますので、随時確認願います。

※“簡易工事「見積合わせ」のお知らせ”は、施設統括部ホームページに5日間以上(土、日、祝日、年末年始を除く)掲載するものとします。

○簡易工事「見積合わせ」のお知らせ掲載内容

1) 簡易工事「見積合わせ」情報

○工事名称

○担当部課係

○担当者

○連絡先

○現場説明日時(現場説明に参加する業者は、事前に担当者まで連絡してください)

○内訳明細付見積書提出期日(提出先：施設統括部施設企画課施設契約係)

(部局発注の場合は各部局担当へ提出)

○施設統括部ホームページ掲載期間

○その他

2) 特記仕様書、図面

2. 簡易工事「見積合わせ」参加業者で現場説明に参加する業者は、事前に担当者まで連絡していただき、現場説明に参加してください。

3. 簡易工事「見積合わせ」参加業者は、見積書提出期限までに、内訳明細付見積書を施設統括部施設企画課施設契約係(部局発注の場合は各担当部局)に持参により提出してください。

ただし、施設契約係(部局発注の場合は各担当部局)の承諾を得た場合は、郵送による提出を許可いたします。

○内訳明細付見積書記載内容

1) 工事名称

2) 完成期限

3) 工事費内訳明細

4) 建設業許可番号

5) 連絡先名称

6) 連絡先氏名

7) 連絡先電話番号

8) 連絡先FAX番号

9) 名古屋大学簡易工事「見積合わせ」参加資格2～5の規定に該当する者でないこと

4. 簡易工事「見積合わせ」結果は、簡易工事「見積合わせ」結果一覧表を簡易工事「見積合わせ」参加者にFAXすることで、回答とさせていただきます。

ただし、東海国立大学機構施設統括部(部局発注の場合は各担当部局)にて、簡易工事「見積合わせ」結果一覧表を閲覧することが出来ます。

5. 決定請負業者には、施設企画課予算管理掛(部局発注の場合は各担当部局)より連絡させていただきます、契約手続き後、現場施工を実施していただきます。

名古屋大学“簡易工事「見積合わせ」”の流れ

簡易工事「見積合わせ」のお知らせを施設統括部ホームページに掲載します。

※掲載内容

- 1) 簡易工事「見積合わせ」情報【工事名称, 担当部課掛, 担当者, 連絡先, 現場説明日時, 内訳明細付見積書の提出期日, 施設統括部ホームページ掲載期間 (5日間以上 (土、日、祝日、年末年始を除く) 掲載)】
- 2) 特記仕様書、図面

現場説明に参加

簡易工事「見積合わせ」参加者は、提出期日までに内訳明細付見積書を施設企画課施設契約係 (部局発注の場合は各担当部局) へ持参により提出してください。

※内訳明細付見積書記載内容

- 1) 工事名称, 2) 完成期限, 3) 工事費内訳明細, 4) 建設業許可番号, 5) 連絡先名称, 6) 連絡先氏名, 7) 連絡先電話番号, 8) 連絡先FAX番号, 9) 名古屋大学簡易工事「見積合わせ」参加資格2～5の規定に該当する者でないこと

簡易工事「見積合わせ」結果一覧表を簡易工事「見積合わせ」参加者にFAXにて連絡いたします。

工事請負契約手続き

工事現場施工

○工事請負業者の決定方法

1. 提出された内訳明細付見積書で最低の価格をもって有効な見積を行った者を工事請負業者とします。
ただし、工事請負業者となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、他の者のうち最低の価格をもって見積した者を工事請負業者とすることがあります。

○簡易工事「見積合わせ」参加資格

1. 文部科学省における工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
2. 東海国立大学機構契約事務取扱細則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
3. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記7の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
4. 文部科学省又は東海国立大学機構から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」 (平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知) に基づく指名停止を受けていないこと。
5. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。